

違法木材取引の規制：法執行の動向

フォレスト・トレンド上級政策分析官
ジェイド・サンダース

違法伐採木材の規制執行機関の交流を目指す

EUTR（欧州木材規則）の執行状況について話したい。ランバー・リクイデーター社やギブソン・ギター社のような訴追された事例がある米国のレイシー法と異なり、EUTR ではこれまでのところ大きな案件がないために、実際に EUTR はどれくらい執行されているのかという質問をよく受けるためだ。

私は TREE（Timber Regulation Enforcement Exchange）をコーディネートしている。TREE は、2012 年、チャタムハウスとフォレスト・トレンドにより設立された、違法伐採木材の規制に関する法執行に焦点を置いた政府間のネットワーク。6 ヶ月ごとにワークショップを実施している。ワークショップの参加者は EU22 カ国、レイシー法に関する監督官庁、カナダ、オーストラリアの政府からも参加者がいる。業界や NGO の専門家も招いているほか、インドネシア、タイ、ベトナム、インド、中国、韓国、台湾、カメルーンなどの政府も参加。日本政府にも招待状を送っている。TREE の詳細はウェブサイト <http://www.forest-trends.org/program.php?id=401> を参照のこと。

違法伐採対策法の執行状況

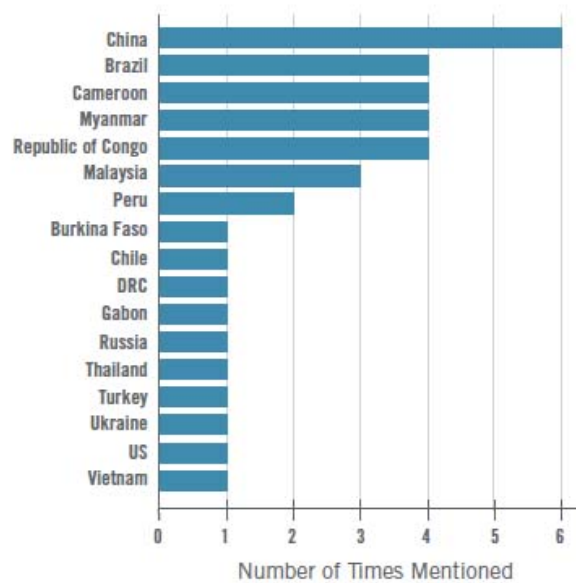
EUTR が施行されて 3 年、欧州、豪州、米国の当局がどのように執行しているかということになり、2015 年 9 月～2016 年 3 月の半年間の法執行活動についてアンケート調査を実施した。EU14 カ国、米国レイシー法を所轄する 3 当局、オーストラリア農業水資源省から回答を得た（1 つを除き、TREE 会合の定期的な参加者）。今後も 6 ヶ月ごとにアンケートを実施し、それらをもとにデータを公開する予定。

アンケート結果からは個人情報やデータに関する保護法が大きな課題となることが判明した。フォレスト・トレンドとしては、今後も調査を継続していくが、より良い報告をしてもらえるよう、関係当局と引き続き話し合いを続けていきたいと考えている。

15 カ国の 495 社で立ち入り検査が行われ、955 の DD システムがレビューされた（1 カ国あたり 33 社に対し検査が行われ、64 社がレビューの対象になったことになる）結果、396 件の是正措置要求、4 件の差止/排除命令（改善策がなされるまでは製品の販売ができない）、55 件の制裁措置（低額な罰金、行政命令など）が出されていることが判明した。次回の調査からは制裁措置の詳しい内容までわかるような調査内容にしていきたいと考えている。

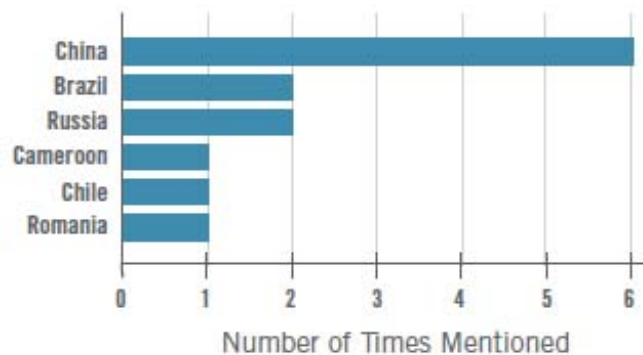
不遵守の是正措置要求の対象となった取引相手国

Fig 1. Source Countries Implicated in Non-Compliance Actions



EU 企業が購買行動を変化させたことで影響を受けた供給国
(高リスクのサプライヤーから低リスクのサプライヤーへの切り替え)

Fig 2. Changed buyer Behavior Affecting Source Countries



最も多くの不遵守が指摘された取引相手国である中国について、フォレスト・トレンドは中国政府の統計などを使って分析している。木材製品の加工・中継国である中国が輸入している木材・木材製品の総量は増えているが、詳しく調べると、中国で製品化して EU やアメリカの市場向けに輸出をしている製品については、高リスクの供給源から低リスクに変えて原料調達先を受けているというのが増えており、EU やアメリカでの違法木材に関する法律が中国に影響を与えていることが明らかである。

EUTR 取り締まり事例～スウェーデンの事例

ミャンマー／ビルマ産チーク材をタイで加工した床材を輸入している Retlog 社に対してスウェーデンの監督官庁が行った取り締まりの事例を紹介する。

EUTR の監督官庁であるスウェーデン森林局は、同社に対してリスク軽減が証明されるまで取引中

止を命じる差止命令を出した。同社は品質等の検査サービスを提供するビューローベリタス社に原料であるチーク材についてデューデリジェンス（DD）を依頼した。「1000立方メートル以下なら無視できるリスク」というベリタスによる判断に対して、スウェーデン当局はこの評価を受け入れられないとし、3ヵ月以内にサプライチェーンに関して完全に文書化し、リスク緩和策が適切であることを証明できなければ罰金を科すとの判断を下した。取引できない間の製品の保管コストはRetlog社の負担となっている。先月、Retlog社は丸太の供給源とミャンマー国内法の遵守を証明するために現場の立ち入り検査をベリタス社に委託したことを当局に報告している。この取り締まりは継続中である。

スウェーデンの監督官庁は2016年に40件の監査を行うという目標を掲げている。これまで23の監査を完了、5件の差止命令を出している。

英国による合板調査で申告と異なる樹種

EU最大の熱帯材の合板輸入国である英国では、国家計量・規制庁（NMRO）が中国から英国に輸入される合板のリスクを評価した（原料の多くはアフリカ産）。合計輸入額は昨年中国から英国への合板輸入の約10%を占める16社が調査対象となり、うち14社がDDシステム基準（EUTR第6条）に不適合と評価された。

また、文書の評価と検証も行われている。13製品をテスト用に購入し、製品に添付されているDDの文書に記載されている情報が実際の製品の状況と合致しているかを確認・検証した結果、9件が文書上に記載されていた樹種が実際の製品の樹種とは違っており、書類上の申告内容と実情が不一致であることが明らかになった。書類の不備が指摘された企業は書面で警告を受け、改善したことを証明できなければ罰金を科されることになった。詳しくは<https://www.gov.uk/government/publications/eutr-assessment-of-plywood-imported-from-china>を参照。

重要なのは信頼できる文書を整えること

これまでのEUTRの執行事例からわかる重要なこととして、EUTRの規制当局側から見ると、DDの最初のステップとして行う文書の収集、サプライチェーンについての文書化において、信頼できる文書を整えるということが重要である。この点について、欧州委員会が今年2月に公開したガイダンス（Guidance Document for the EU Timber Regulation）を参照してもらいたい。「ガバナンス・レベルは心配ないか？」という項目があり、「適用法令の順守を示す書類の信憑性を損なうほど低い場合があるため、各国の汚職レベルやビジネス・リスク指標などガバナンスの指標について考慮すべき」と言及されており、ガバナンス指標をきちんと考慮することによって初めて堅牢なDDシステムを構築できるといえる重要。

今回紹介した執行事例以外に、EUでは最近ではカメルーンから輸入した木材についてオランダでの事例が進行中である。

（フェアウッド・パートナーズまとめ）